FP STUDY LAB
エフピースタディラボ

FP STUDY LAB｜CFP試験学習サイト（非公式）

CFP®資格審査試験 学習用　オリジナル問題

リスクと保険
解答・解説集

50問

法令の基準日	2026年4月1日時点の制度（問題ごとに記載）
確認状況	全問 作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）
版	2026-11-17 版（元データ dff4bbd）

本書は日本FP協会の公式教材ではありません。非公式の学習サービス FP STUDY LAB が作成した、練習用のオリジナル問題集です。無料で配布しています。

はじめにお読みください

- 本書は、学習サービス「FP STUDY LAB」が作成した、CFP®資格審査試験の非公式の学習教材です。日本FP協会（NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会）およびFinancial Planning Standards Board Ltd.（FPSB）とは一切関係がなく、これらの団体が提供・監修・推奨するものではありません。
- 本書の問題はすべて本サイトのオリジナル問題です。CFP®資格審査試験の過去問題を転載したものではありません。
- 問題と解説は、各問題に記載した基準日時点の法令・制度に基づいて作成していますが、正確性を保証するものではありません。法改正により内容が変わることがあります。実際の受験や実務では、必ず最新の法令や公式の情報を確認してください。
- 全問の確認状況は「作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）」です。有資格者によるレビューは完了していません。
- 教材（問題・解説）の制作の補助と、根拠との照合にAIを利用しています。CFP®資格の保有者・専門家による監修は受けていません。
- 問題文と選択肢は、同じ課目の「問題集」に載せています。解答・解説集の選択肢の記号（A〜D）は、問題集と同じです。
- 問題・解説の内容は、FP STUDY LAB｜CFP試験学習サイト（非公式）の問題データ（Web版と同じもの）から作成しています。Web版で問題を修正した場合は、本書も作り直します。表紙の版の日付を確認してください。

CFP®、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®、およびサーティファイド ファイナンシャル プランナー®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd.(FPSB)の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

目次

正答一覧 …… 5

第1問 risk-001 生命保険料控除 …… 6
第2問 risk-002 地震保険 …… 7
第3問 risk-003 自賠責保険 …… 8
第4問 risk-004 死亡保険金と税金 …… 8
第5問 risk-005 失火責任法 …… 9
第6問 risk-006 死亡保険金の非課税金額 …… 10
第7問 risk-007 保険契約のクーリング・オフ …… 11
第8問 risk-008 地震保険料控除 …… 12
第9問 risk-009 個人年金保険料控除の対象となる契約 …… 13
第10問 risk-010 入院給付金と税金 …… 14
第11問 risk-011 満期保険金と贈与税 …… 14
第12問 risk-012 保険法（告知義務違反による解除） …… 15
第13問 risk-013 保険法（他人を被保険者とする死亡保険契約） …… 16
第14問 risk-014 保険法（保険金受取人の変更） …… 17
第15問 risk-015 損害保険金と所得税 …… 18
第16問 risk-016 少額短期保険 …… 19
第17問 risk-017 保険法（保険給付請求権の時効） …… 19
第18問 risk-018 生命保険料控除（合計の上限） …… 20
第19問 risk-019 保険法（損害保険の免責） …… 21
第20問 risk-020 保険法（死亡保険の免責） …… 22
第21問 risk-021 自賠責保険（被害者請求） …… 23
第22問 risk-022 損害保険の一部保険（比例てん補） …… 24
第23問 risk-023 保険法（超過保険） …… 24
第24問 risk-024 保険法（重複保険） …… 25
第25問 risk-025 保険法（重大事由による解除） …… 26
第26問 risk-026 個人年金保険の年金と雑所得 …… 27
第27問 risk-027 所得補償保険金と税金 …… 28
第28問 risk-028 生命保険料控除（旧契約） …… 29
第29問 risk-029 保険法（保険給付の履行期） …… 30
第30問 risk-030 死亡保険金の非課税（相続人以外の受取人） …… 31
第31問 risk-031 保険法（保険契約者による解除） …… 31
第32問 risk-032 保険法（危険増加による解除） …… 32
第33問 risk-033 地震保険の保険金額の限度 …… 33
第34問 risk-034 介護医療保険料控除（所得税） …… 34
第35問 risk-035 生命保険料控除（住民税） …… 35

第36問 risk-036 解約返戻金と一時所得 36
第37問 risk-037 保険法（責任保険の被害者の先取特権） 36
第38問 risk-038 保険業法（所属保険会社等の賠償責任） 37
第39問 risk-039 保険法（第三者のためにする生命保険契約） 38
第40問 risk-040 死亡保険金と贈与税 39
第41問 risk-041 保険法（保険金受取人の死亡） 40
第42問 risk-042 保険法（差押債権者等による解除と介入権） 41
第43問 risk-043 保険法（請求権代位） 42
第44問 risk-044 自賠法（責任保険の契約の締結強制） 42
第45問 risk-045 保険業法（意向把握義務） 43
第46問 risk-046 地震保険料控除（住民税） 44
第47問 risk-047 保険法（保険価額の減少） 45
第48問 risk-048 保険法の保険契約の分類（傷害疾病定額保険契約） 46
第49問 risk-049 傷害保険の死亡保険金と相続税 47
第50問 risk-050 保険法（片面的強行規定） 47

正答一覧　リスクと保険

番号	問題ID	正答	番号	問題ID	正答
1	risk-001	**B**	26	risk-026	**A**
2	risk-002	**A**	27	risk-027	**D**
3	risk-003	**C**	28	risk-028	**B**
4	risk-004	**B**	29	risk-029	**C**
5	risk-005	**A**	30	risk-030	**D**
6	risk-006	**A**	31	risk-031	**A**
7	risk-007	**C**	32	risk-032	**C**
8	risk-008	**C**	33	risk-033	**D**
9	risk-009	**D**	34	risk-034	**B**
10	risk-010	**A**	35	risk-035	**A**
11	risk-011	**C**	36	risk-036	**D**
12	risk-012	**B**	37	risk-037	**C**
13	risk-013	**A**	38	risk-038	**B**
14	risk-014	**D**	39	risk-039	**A**
15	risk-015	**A**	40	risk-040	**D**
16	risk-016	**C**	41	risk-041	**C**
17	risk-017	**B**	42	risk-042	**A**
18	risk-018	**C**	43	risk-043	**C**
19	risk-019	**D**	44	risk-044	**B**
20	risk-020	**B**	45	risk-045	**D**
21	risk-021	**A**	46	risk-046	**C**
22	risk-022	**C**	47	risk-047	**A**
23	risk-023	**B**	48	risk-048	**D**
24	risk-024	**D**	49	risk-049	**B**
25	risk-025	**C**	50	risk-050	**A**

課目4　リスクと保険

解答・解説（50問）

第1問　risk-001　保険・生命保険料控除

正答 B　**40,000円**

2012年1月1日以後の契約（新契約）では、年間の払込保険料が8万円を超えると、所得税の控除額は一律4万円です。

計算・判断の手順

1. 新契約の一般生命保険料控除（所得税）の計算：
2. 2万円以下 → 全額　／　2万円超4万円以下 → 保険料 × 1/2 ＋ 1万円
3. 4万円超8万円以下 → 保険料 × 1/4 ＋ 2万円　／　8万円超 → 一律4万円
4. 払込保険料は10万円で8万円を超えるので、控除額は40,000円です。

選択肢ごとの説明

× **A**　28,000円
住民税における新契約の控除の上限額（28,000円）です。

○ **B**　40,000円
これが正解です。

× **C**　45,000円
8万円超の区分なのに、「保険料 × 1/4 ＋ 2万円」の式を当てはめています。

× **D**　50,000円
旧契約（2011年12月31日以前の契約）の所得税の上限額です。

あわせて覚えたいポイント

- 一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料の3つを合わせた所得税の控除の上限は12万円です。
- 2026年分と2027年分の所得税については、23歳未満の扶養親族がいる場合、新契約の一般生命保険料控除の上限が6万円に引き上げられる特例があります（3つの合計の上限12万円は変わりません）。この問題では、その特例の対象外という前提にしています。
- 保険金受取人が保険料負担者本人か、その配偶者などの親族であることが控除の要件です。

根拠と基準日

- 所得税法 第76条第1項第1号（新生命保険料の控除額（8万円を超える場合は4万円））
- 所得税法 第76条第5項（新生命保険契約等の要件（保険金等の受取人のすべてが保険料の払込みをする者又はその配偶者その他の親族であること））
- 租税特別措置法 第41条の15の5第1項（23歳未満の扶養親族を有する場合の令和8年分・令和9年分（2026年分・2027年分）の生命保険料控除の特例。本問は前提条件により対象外）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第2問 risk-002 保険・地震保険

正答 A **地震保険の保険金額は、主契約である火災保険の保険金額の30%以上50%以下の範囲で設定する。**

地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30〜50%の範囲で決めます。上限は建物5,000万円、家財1,000万円です。

計算・判断の手順

1. 地震保険は、火災保険に付けて契約する保険です（火災保険の契約期間の途中から付けることもできます）。
2. 保険金額：火災保険の保険金額の30〜50%の範囲。ただし建物5,000万円、家財1,000万円が上限です。

選択肢ごとの説明

○ **A** 地震保険の保険金額は、主契約である火災保険の保険金額の30%以上50%以下の範囲で設定する。
これが正解です。

× **B** 地震保険は、火災保険に付けずに単独で契約できる。
地震保険は単独では契約できず、火災保険に付けて契約します。

× **C** 建物を対象とする地震保険の保険金額の上限は、1,000万円である。
建物の上限は5,000万円です。1,000万円は家財の上限です。

× **D** 地震保険の補償内容と保険料は、保険会社によって大きく異なる。
地震保険は法律に基づいて政府と保険会社が共同で運営しています。補償の内容（損害の区分と支払われる保険金）は法律・政令で定められており、保険料率も、現在、すべての会員保険会社が基準料率を使用しているため、同じ条件であれば保険会社による違いはありません（基準料率は損害保険料率算出機構が算出し、その会員保険会社が使用しています）。

あわせて覚えたいポイント

- 損害の程度は「全損・大半損・小半損・一部損」の4区分で、保険金額の100%・60%・30%・5%が支払われます。
- 保険料には、建築年割引・耐震等級割引・免震建築物割引・耐震診断割引があり、重ねて使うことはできません。
- 地震保険料控除（所得税）の上限は5万円です。

根拠と基準日

- 地震保険に関する法律 第2条第2項（地震保険契約の要件（火災保険への付帯、保険金額が主契約の30〜50%など））
- 地震保険に関する法律施行令 第2条（保険金額の限度額（建物5,000万円、家財1,000万円））
- 地震保険に関する法律施行令 第1条（損害の区分（全損・大半損・小半損・一部損）と支払う金額）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第3問 risk-003 保険・自賠責保険

正答 C　死亡による損害は3,000万円、傷害による損害は120万円が限度である。

自賠責保険の保険金額は、被害者1人あたり、死亡による損害が3,000万円、傷害による損害が120万円です。

計算・判断の手順

1. 死亡による損害：3,000万円（死亡に至るまでの傷害による損害は120万円）
2. 傷害による損害：120万円
3. 介護を要する後遺障害：等級に応じて最高4,000万円

選択肢ごとの説明

× A　死亡による損害の限度額は4,000万円である。
4,000万円は、常時介護を要する後遺障害（第1級）の限度額です。

× B　物の損害（対物）も、1事故あたり3,000万円まで補償される。
自賠責保険が補償するのは、他人の生命または身体を害した場合（対人）の損害だけで、物の損害は対象外です。

○ C　死亡による損害は3,000万円、傷害による損害は120万円が限度である。
これが正解です。

× D　対人賠償・対物賠償とも、保険金額に限度はない。
自賠責保険には、被害者1人あたりの限度額があります。限度額を超える損害や物の損害には、任意保険で備えます。

あわせて覚えたいポイント

- 自賠責保険は、自動車損害賠償保障法により、原則としてすべての自動車に加入が義務付けられています。
- 限度額は1事故あたりではなく、被害者1人あたりで決まっています。

根拠と基準日

- 自動車損害賠償保障法 第3条（他人の生命又は身体を害したときの損害賠償責任（対人））
- 自動車損害賠償保障法施行令 第2条第1項・別表第一（保険金額（死亡3,000万円、傷害120万円、介護を要する後遺障害第1級4,000万円など））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第4問 risk-004 保険・死亡保険金と税金

正答 B　所得税（一時所得）

保険料の負担者と保険金受取人が同じ人なので、所得税の対象になります。一時金で受け取った場合は一時所得です。

計算・判断の手順

1. 保険料負担者：妻　被保険者：夫　受取人：妻
2. 保険料負担者 ＝ 受取人 なので所得税（一時金なら一時所得）

第4問（risk-004）の続き

選択肢ごとの説明

× A　相続税
相続税の対象になるのは、被保険者と保険料負担者が同じ人の場合です（例：夫が保険料を負担し、夫が死亡）。

○ B　所得税（一時所得）
これが正解です。

× C　贈与税
贈与税の対象になるのは、被保険者・保険料負担者・受取人がすべて異なる場合です。

× D　課税されない
死亡保険金は、いずれかの税金の対象になります。

あわせて覚えたいポイント

- 一時所得の金額は、受け取った保険金 − 払い込んだ保険料 − 特別控除額（最高50万円）です。総所得金額に含めるのは、その1/2です。
- 年金形式で受け取った場合は、一時所得ではなく雑所得になります。

根拠と基準日

- 相続税法 第3条第1項第1号（被相続人が保険料を負担した生命保険金は、相続又は遺贈により取得したものとみなす（本問とは異なるケースの判定））
- 所得税法 第34条（一時所得）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第5問　risk-005　保険・失火責任法

正答 A　失火者に重大な過失がなければ、民法第709条（不法行為）に基づく損害賠償責任を負わない。

失火責任法により、失火の場合は民法第709条が適用されません。ただし、失火者に重大な過失があるときは、損害賠償責任を負います。

計算・判断の手順

1. 失火責任法：「民法第七百九条ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス」
2. ただし書：「失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス」
3. 本問は軽過失なので、隣家に対する不法行為責任を負いません。

第5問（risk-005）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　失火者に重大な過失がなければ、民法第709条（不法行為）に基づく損害賠償責任を負わない。
これが正解です。

× **B**　過失の程度にかかわらず、民法第709条に基づく損害賠償責任を負う。
失火責任法により、重大な過失がない失火には民法第709条が適用されません。

× **C**　重大な過失があっても、失火の場合は損害賠償責任を負わない。
失火責任法のただし書により、重大な過失があるときは責任を負います。

× **D**　損害賠償責任を負うかどうかは、隣家が火災保険に加入しているかどうかで決まる。
責任の有無は、失火者の過失の程度によって決まります。隣家の保険加入の有無とは関係ありません。

あわせて覚えたいポイント

- 延焼による損害は自分で備える必要があるため、自宅の火災保険への加入が大切です。

根拠と基準日

- 失火ノ責任ニ関スル法律（明治32年法律第40号）（民法第709条の規定は失火の場合には適用しない。ただし失火者に重大な過失があるときはこの限りでない）
- 民法 第709条（不法行為による損害賠償）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第6問　risk-006　保険・死亡保険金の非課税金額

正答 A　**500万円**

相続人が受け取った死亡保険金は、「500万円 × 法定相続人の数」までが非課税です。非課税限度額は1,500万円なので、課税価格に算入されるのは500万円です。

計算・判断の手順

1. 非課税限度額：500万円 × 3人（妻・子2人）＝ 1,500万円（相続税法 第12条第1項第6号）
2. 課税価格に算入される額：2,000万円 − 1,500万円 ＝ 500万円

選択肢ごとの説明

○ **A**　500万円
これが正解です。

× **B**　1,000万円
法定相続人の数から配偶者（妻）を除き、子2人分（500万円 × 2人 ＝ 1,000万円）を非課税限度額とした誤りです（2,000万円 − 1,000万円 ＝ 1,000万円）。配偶者も法定相続人の数に含めます。

× **C**　1,500万円
非課税限度額（1,500万円）と、課税価格に算入される額を取り違えた誤りです。

× **D**　2,000万円
非課税の規定を適用していない誤りです。相続人が受け取った死亡保険金には、非課税の規定があります。

第6問（risk-006）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 相続人が複数人で死亡保険金を受け取った場合は、非課税限度額を、各相続人が受け取った保険金の額の割合であん分します（相続税法 第12条第1項第6号ロ）。
- 契約者（保険料負担者）が被保険者と同じで、受取人が相続人である死亡保険金は、相続税の対象（みなし相続財産）です。

根拠と基準日

- 相続税法 第12条第1項第6号（相続人が取得した保険金のうち、500万円に法定相続人の数を乗じた金額（保険金の非課税限度額）までは課税価格に算入しない）
- 国税庁 タックスアンサー No.4114（相続税の課税対象になる死亡保険金（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第7問　risk-007　保険・保険契約のクーリング・オフ

正答 C　**クーリング・オフの事項を記載した書面を交付された日と、申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリング・オフをすることができる。**

クーリング・オフは、書面の交付日と申込日のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまで、書面または電磁的記録で行うことができます。

計算・判断の手順

1. 期間：申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された日と申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して8日（保険業法 第309条第1項第1号）
2. 方法：書面または電磁的記録（同項本文）
3. 対象外：保険期間が1年以下の契約（同項第4号）、法令により加入が義務付けられている契約（同項第5号）など

選択肢ごとの説明

× A　保険期間が1年以下の保険契約でも、クーリング・オフをすることができる。
保険期間が1年以下の保険契約は、クーリング・オフの対象外です。

× B　クーリング・オフは、保険会社に電話で申し出れば足りる。
クーリング・オフは、書面または電磁的記録で行います。

○ C　クーリング・オフの事項を記載した書面を交付された日と、申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリング・オフをすることができる。
これが正解です。

× D　法令により加入が義務付けられている自動車損害賠償責任保険も、クーリング・オフの対象である。
法令により申込者が加入を義務付けられている保険契約（自賠責保険など）は、クーリング・オフの対象外です。

あわせて覚えたいポイント

- 営業・事業のために締結する保険契約や、法人などが申込みをした保険契約も、対象外です（保険業法 第309条第1項第2号・第3号）。

第7問（risk-007）の続き

根拠と基準日

- 保険業法 第309条第1項（保険契約の申込みの撤回等。書面交付日と申込日のいずれか遅い日から起算して8日を経過したときなどは除く。保険期間1年以下、法令で加入が義務付けられているものなども除く）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第8問　risk-008　保険・地震保険料控除

正答 C　50,000円

所得税の地震保険料控除は、支払った地震保険料の全額で、5万円が上限です。7万円を支払ったので、控除額は5万円です。

計算・判断の手順

1. 所得税：その年中に支払った地震保険料の合計額（5万円を超える場合は5万円）（所得税法 第77条第1項）
2. 7万円 ＞ 5万円 なので、控除額は5万円

選択肢ごとの説明

× A　25,000円
個人住民税の控除の上限額（2万5,000円）です。設問は所得税です。

× B　35,000円
支払った保険料の2分の1（3万5,000円）とした誤りです。2分の1で計算するのは個人住民税の控除です（上限2万5,000円）。

○ C　50,000円
これが正解です。

× D　70,000円
上限を考えていない誤りです。所得税の控除額は5万円が上限です。

あわせて覚えたいポイント

- 個人住民税の地震保険料控除は、支払った地震保険料の2分の1で、2万5,000円が上限です（地方税法 第314条の2第1項第5号）。

根拠と基準日

- 所得税法 第77条第1項（地震保険料控除。その年中に支払った地震保険料の金額の合計額（5万円を超える場合は5万円））
- 地方税法 第314条の2第1項第5号（個人住民税（市町村民税）の地震保険料控除。地震保険料の2分の1（2万5,000円を超える場合は2万5,000円））
- 国税庁 タックスアンサー No.1145（地震保険料控除（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第9問　risk-009　保険・個人年金保険料控除の対象となる契約

正答 D　**年金の受取人が保険料を払い込む者またはその配偶者であり、保険料の払込みが年金支払開始日前10年以上の期間にわたって定期に行われるものであることが、要件に含まれる。**

個人年金保険料控除の対象となる契約は、年金の受取人が保険料の払込みをする者またはその配偶者であること、保険料の払込みが年金支払開始日前10年以上の期間にわたって定期に行われることなどの要件を満たすものです。

計算・判断の手順

1. 年金の受取人：保険料の払込みをする者またはその配偶者（所得税法 第76条第8項第1号）
2. 保険料の払込み：年金支払開始日前10年以上の期間にわたって定期に行うもの（同項第2号）
3. 年金の支払：受取人の年齢が60歳に達した日以後の日で契約で定める日以後10年以上の期間（または受取人が生存している期間）にわたって定期に行うものその他政令で定める要件（同項第3号）

選択肢ごとの説明

× A　年金の受取人は、保険料を払い込む者の子であってもよい。
年金の受取人は、保険料の払込みをする者またはその配偶者に限られます。

× B　保険料の払込みは、年金支払開始日前5年以上の期間にわたって定期に行うものであればよい。
払込期間は、年金支払開始日前10年以上が必要です。

× C　確定年金の場合、年金の支払は、受取人が55歳に達した日以後に始まり、5年以上の期間にわたって定期に行うものであればよい。
確定年金は、受取人が60歳に達した日以後の日に支払が始まり、10年以上の期間にわたるものであることが必要です。

○ D　年金の受取人が保険料を払い込む者またはその配偶者であり、保険料の払込みが年金支払開始日前10年以上の期間にわたって定期に行われるものであることが、要件に含まれる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 2011年12月31日以前に締結した契約（旧個人年金保険契約等）も、同じ要件（第76条第8項各号）を満たすものが対象です（所得税法 第76条第9項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第76条第8項（新個人年金保険契約等の要件（年金の受取人、10年以上の定期の払込み、60歳以後の10年以上の支払など））
- 所得税法 第76条第9項（旧個人年金保険契約等（平成23年12月31日以前に締結した契約で、第8項各号の要件の定めのあるもの））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第10問 risk-010 保険・入院給付金と税金

正答 A　非課税である。

被保険者本人が受け取る、身体の傷害に基因して支払われる入院給付金は、非課税です。

計算・判断の手順

1. 所得税法 第9条第1項第18号と所得税法施行令 第30条第1号により、生命保険契約などに基づく給付金で身体の傷害に基因して支払を受けるものは、所得税を課さない。
2. Nさんがケガで入院して受け取った入院給付金は、これに当たる。

選択肢ごとの説明

○ **A**　非課税である。
これが正解です。

× **B**　一時所得として課税される。
満期保険金や解約返戻金などとは異なり、身体の傷害に基因して受け取る入院給付金は非課税です。

× **C**　雑所得として課税される。
入院給付金は非課税です。個人年金保険の年金などとは扱いが異なります。

× **D**　給与所得として課税される。
入院給付金は勤務先から受け取るものではなく、給与所得にはなりません。また、非課税です。

あわせて覚えたいポイント

- 医療費控除を受けるときは、入院給付金など保険金で補てんされる部分の金額は、医療費から差し引きます（所得税法 第73条第1項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第9条第1項第18号（保険金・損害賠償金などで政令で定めるものは非課税）
- 所得税法施行令 第30条第1号（生命保険契約等に基づく給付金で、身体の傷害に基因して支払を受けるものなど）
- 所得税法 第73条第1項（医療費控除の対象となる医療費は、保険金・損害賠償金などで補てんされる部分の金額を除く）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第11問 risk-011 保険・満期保険金と贈与税

正答 C　680,000円

保険料の負担者（父）と満期保険金の受取人（子）が異なるため、満期保険金は父から子への贈与とみなされ、贈与税の対象になります。18歳以上の子が直系尊属（父）から受けた贈与なので、特例税率を適用します。

計算・判断の手順

1. 課税関係：保険料を負担した父から、受取人の子が贈与により取得したものとみなす（相続税法 第5条第1項、国税庁 No.1755）
2. 基礎控除後の課税価格：600万円 − 110万円 ＝ 490万円（租税特別措置法 第70条の2の4）
3. 特例税率：200万円 × 10% ＋ 200万円 × 15% ＋ 90万円 × 20% ＝ 68万円（第70条の2の5第1項）

第11問（risk-011）の続き

選択肢ごとの説明

× A　490,000円
課税価格490万円に10%を掛けた誤りです。超過累進税率なので、区分ごとに税率を掛けます。

× B　820,000円
一般税率で計算した誤りです（200万円 × 10% ＋ 100万円 × 15% ＋ 100万円 × 20% ＋ 90万円 × 30% ＝ 82万円）。贈与の年の1月1日に18歳以上の子が父から受けた贈与には、特例税率を適用します。

○ C　680,000円
これが正解です。

× D　贈与税はかからない（一時所得として所得税の対象）
所得税（一時所得）の対象になるのは、保険料の負担者と受取人が同じ人の場合です。本問は父が保険料を負担しているため、贈与税の対象です。

あわせて覚えたいポイント

- 死亡保険金では、被保険者・保険料の負担者・受取人の関係で相続税・所得税・贈与税のいずれかになります（risk-004 参照）。満期保険金では、保険料の負担者と受取人の関係で所得税か贈与税になります（国税庁 No.1755）。

根拠と基準日

- 相続税法 第5条第1項（生命保険契約の保険事故が発生した場合に、保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によって負担されたときは、受取人が保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなす）
- 租税特別措置法 第70条の2の4第1項・第70条の2の5第1項（贈与税の基礎控除110万円、直系尊属から贈与を受けた場合の税率の特例（その年1月1日において18歳以上））
- 国税庁 タックスアンサー No.1755（生命保険契約に係る満期保険金等を受け取ったとき（保険料の負担者と受取人が異なる場合は贈与税）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第12問　risk-012　保険・保険法（告知義務違反による解除）

正答 B　**保険者の解除権は、保険者が解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないとき、または生命保険契約の締結の時から5年を経過したときに消滅する。**

告知義務違反による解除権は、保険者が解除の原因を知った時から1か月間行使しないとき、または契約締結の時から5年を経過したときに消滅します。

計算・判断の手順

1. 解除権の消滅：解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないとき、生命保険契約の締結の時から5年を経過したとき（保険法 第55条第4項）
2. 解除できない場合：保険者が告知されなかった事実を知っていたとき、保険媒介者が告知を妨げたときなど（同条第2項。ただし第3項の例外あり）

第12問（risk-012）の続き

選択肢ごとの説明

× A　保険者は、告知義務違反があれば、契約の締結からの期間にかかわらず、いつでも契約を解除できる。
保険法には、解除権が消滅する期間の定めがあります（知った時から1か月、契約締結から5年）。

○ B　保険者の解除権は、保険者が解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないとき、または生命保険契約の締結の時から5年を経過したときに消滅する。
これが正解です。

× C　保険媒介者が保険契約者の告知を妨げた場合でも、保険者は常に告知義務違反を理由に契約を解除できる。
保険媒介者が告知を妨げたときは、原則として解除できません（同条第2項第2号）。ただし、その行為がなくても告知義務違反があったと認められる場合は除きます（同条第3項）。

× D　保険者の解除権は、生命保険契約の締結の時から2年を経過したときに消滅すると、保険法で定められている。
保険法の規定は、契約締結の時から5年です。

あわせて覚えたいポイント

- 保険法の告知義務の規定は、保険者になる者が告知を求めた事項について、保険契約者・被保険者が事実の告知をしなければならないというものです（第37条）。

根拠と基準日

- 保険法 第55条（告知義務違反による解除。保険媒介者の告知妨害等の場合は解除できない。解除権は知った時から1箇月、契約締結時から5年で消滅）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第13問　risk-013　保険・保険法（他人を被保険者とする死亡保険契約）

正答 A　被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。

計算・判断の手順

1. 他人を被保険者とする死亡保険契約：被保険者の同意がなければ、その効力を生じない（保険法 第38条）

選択肢ごとの説明

○ A　被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。
これが正解です。

× B　保険金受取人の同意があれば、被保険者の同意は不要である。
必要なのは被保険者の同意です。保険金受取人の同意で代えることはできません。

× C　被保険者の同意が必要なのは、被保険者が未成年者である場合に限られる。
被保険者の年齢にかかわらず、被保険者の同意が必要です。

× D　保険契約者と被保険者が親族であれば、被保険者の同意は不要である。
親族関係があっても、被保険者の同意が必要です。

第13問（risk-013）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 保険金受取人の変更をする場合も、死亡保険契約では被保険者の同意が必要です（保険法 第45条）。

根拠と基準日

- 保険法 第38条（生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない）
- 保険法 第45条（死亡保険契約の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第14問　risk-014　保険・保険法（保険金受取人の変更）

正答 D　**保険金受取人の変更は遺言によってもすることができ、遺言の効力が生じた後、保険契約者の相続人が保険者に通知しなければ、保険者に対抗することができない。**

保険金受取人の変更は、遺言によってもできます。ただし、遺言の効力が生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、保険者に対抗できません。

計算・判断の手順

1. 変更できる時期：保険事故が発生するまで（保険法 第43条第1項）
2. 方法：保険者に対する意思表示（同条第2項）
3. 遺言による変更：できる。相続人が保険者に通知しなければ対抗できない（第44条）

選択肢ごとの説明

× A　保険契約者は、保険事故が発生した後でも、保険金受取人を変更することができる。
保険金受取人を変更できるのは、保険事故が発生するまでです。

× B　保険金受取人の変更には、保険者の承諾が必要である。
受取人の変更は、保険者に対する意思表示によってします。保険者の承諾は要件とされていません。

× C　保険金受取人の変更は、遺言によってすることはできない。
遺言によっても受取人を変更できます。

○ D　保険金受取人の変更は遺言によってもすることができ、遺言の効力が生じた後、保険契約者の相続人が保険者に通知しなければ、保険者に対抗することができない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 死亡保険契約の受取人変更（遺言による変更を含む）は、被保険者の同意がなければ効力を生じません（第45条）。

第14問（risk-014）の続き

根拠と基準日

- 保険法 第43条（保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる。変更は保険者に対する意思表示による）
- 保険法 第44条（保険金受取人の変更は、遺言によってもできる。遺言の効力発生後、相続人が保険者に通知しなければ対抗できない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第15問　risk-015　保険・損害保険金と所得税

正答 A　自宅の建物が火災で焼失し、火災保険の保険金を受け取った場合、その保険金は非課税である。

資産の損害に基因して支払を受ける損害保険の保険金は、非課税です。自宅の建物の火災で受け取った火災保険金はこれに当たります。

計算・判断の手順

1. 非課税：損害保険契約に基づく保険金で、資産の損害に基因して支払を受けるもの（所得税法 第9条第1項第18号、同法施行令 第30条第2号）
2. 非課税から除くもの：満期返戻金等（同号かっこ書き）、事業の収入金額に代わる性質を有するもの（施行令第94条に該当するもの）

選択肢ごとの説明

○ A　自宅の建物が火災で焼失し、火災保険の保険金を受け取った場合、その保険金は非課税である。
これが正解です。

× B　積立型の損害保険の満期返戻金は、資産の損害に基因するものではないが、非課税である。
満期返戻金等は、施行令第30条第2号で非課税の対象から除かれています。

× C　自宅の建物の火災で受け取った火災保険の保険金は、一時所得として課税される。
資産の損害に基因する損害保険金は非課税です。一時所得ではありません。

× D　個人事業者が、店舗の商品（棚卸資産）の損害について受け取った保険金は、非課税である。
事業の棚卸資産の損害について受ける保険金は、収入金額に代わる性質を有するもので、事業所得の収入金額になります（施行令第94条第1項第1号）。

あわせて覚えたいポイント

- 火災で家財などの損害を受けた場合、保険金で補てんされない損失は、雑損控除の対象になることがあります（所得税法 第72条）。

根拠と基準日

- 所得税法 第9条第1項第18号（保険金・損害賠償金などで政令で定めるものは非課税）
- 所得税法施行令 第30条第2号（損害保険契約に基づく保険金（満期返戻金等を除く）で資産の損害に基因して支払を受けるもの（第94条に該当するものを除く））
- 所得税法施行令 第94条第1項第1号（業務に係るたな卸資産等について損失を受けたことにより取得する保険金などは、事業所得等の収入金額とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第16問 risk-016 保険・少額短期保険

正答 C **少額短期保険業は、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内で、保険金額が1,000万円を超えない範囲内で政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業である。**

少額短期保険業は、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内で、保険金額が1,000万円を超えない範囲内で政令で定める金額以下の保険のみを引き受ける事業です。

計算・判断の手順

1. 少額短期保険業の定義（保険業法 第2条第17項）
2. 少額短期保険業者：第272条第1項の登録を受けて少額短期保険業を行う者（同条第18項）

選択肢ごとの説明

× A　少額短期保険業者は、保険期間が10年以内の保険を引き受けることができる。
保険期間は、2年以内の政令で定める期間以内です。

× B　少額短期保険業者が引き受ける保険の保険金額には、法令上の上限はない。
保険金額は、1,000万円を超えない範囲内で政令で定める金額以下です。

○ C　少額短期保険業は、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内で、保険金額が1,000万円を超えない範囲内で政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業である。
これが正解です。

× D　少額短期保険業は、登録などの手続をしなくても、誰でも行うことができる。
少額短期保険業者は、登録を受けて少額短期保険業を行う者です（第2条第18項、第272条第1項）。

あわせて覚えたいポイント

- 具体的な保険期間・保険金額の上限は、保険の種類ごとに政令で定められています。

根拠と基準日

- 保険業法 第2条第17項・第18項（少額短期保険業（保険期間2年以内の政令で定める期間以内、保険金額1,000万円を超えない範囲内で政令で定める金額以下の保険のみの引受け）、少額短期保険業者（第272条第1項の登録））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第17問 risk-017 保険・保険法（保険給付請求権の時効）

正答 B **行使することができる時から3年間**

保険給付を請求する権利は、行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅します。

計算・判断の手順

1. 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利など：行使することができる時から3年間（保険法 第95条第1項）
2. 保険者が保険料を請求する権利：行使することができる時から1年間（同条第2項）

第17問（risk-017）の続き

選択肢ごとの説明

× A　行使することができる時から1年間
1年間は、保険者が保険料を請求する権利の時効期間です。

○ B　行使することができる時から3年間
これが正解です。

× C　行使することができる時から5年間
保険法の保険給付請求権の時効期間は3年間です。

× D　行使することができる時から10年間
保険法の保険給付請求権の時効期間は3年間です。

あわせて覚えたいポイント

- 保険金の請求を忘れていないか、契約内容を定期的に確認することが大切です。

根拠と基準日

- 保険法 第95条（保険給付を請求する権利等は、行使することができる時から3年間、保険料を請求する権利は1年間行使しないときは、時効によって消滅する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第18問　risk-018　保険・生命保険料控除（合計の上限）

正答 C　120,000円

新契約の一般・介護医療・個人年金の各控除は、それぞれ支払保険料が8万円を超えると4万円です。3つの合計は12万円で、合計の上限（12万円）の範囲内です。

計算・判断の手順

1. 一般の生命保険料：15万円（8万円超）→ 4万円
2. 介護医療保険料：10万円（8万円超）→ 4万円
3. 個人年金保険料：9万円（8万円超）→ 4万円
4. 合計：12万円（合計額が12万円を超える場合は12万円）（所得税法 第76条第4項）

選択肢ごとの説明

× A　40,000円
1つの区分の控除額だけです。3つの区分の控除額を合計します。

× B　80,000円
2つの区分の控除額だけを合計した誤りです。介護医療保険料控除も加えます。

○ C　120,000円
これが正解です。

× D　340,000円
支払った保険料の合計額（34万円）です。控除額には区分ごと・合計の上限があります。

第18問（risk-018）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 一般の生命保険料について、2026年分・2027年分は、23歳未満の扶養親族がいる場合の特例があります（risk-001 参照）。本問は特例の対象外の前提です。

根拠と基準日

- 所得税法 第76条第1項〜第4項（新契約の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料の控除（各8万円超は4万円）、合計額が12万円を超える場合は12万円）
- 国税庁 タックスアンサー No.1140（生命保険料控除（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第19問　risk-019　保険・保険法（損害保険の免責）

正答 D　**責任保険契約では、保険者が責任を負わないのは被保険者の故意によって生じた損害であり、重大な過失によって生じた損害は免責とならない。**

損害保険契約の保険者は、原則として故意・重大な過失による損害をてん補しませんが、責任保険契約では、免責となるのは故意による損害に限られます。

計算・判断の手順

1. 原則：保険契約者・被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害、戦争その他の変乱によって生じた損害はてん補しない（保険法 第17条第1項）
2. 責任保険契約：「故意又は重大な過失」を「故意」と読み替える（同条第2項）

選択肢ごとの説明

× A　保険者は、保険契約者または被保険者の軽過失によって生じた損害も、てん補する責任を負わない。
保険法で免責とされるのは、故意または重大な過失による損害です。軽過失による損害は免責の対象ではありません。

× B　保険者は、戦争その他の変乱によって生じた損害についても、てん補する責任を負う。
戦争その他の変乱によって生じた損害は、てん補する責任を負いません。

× C　火災保険の保険者は、被保険者の重大な過失によって生じた損害であっても、てん補する責任を負う。
保険法の規定では、重大な過失によって生じた損害は免責です（責任保険契約を除く）。

○ D　責任保険契約では、保険者が責任を負わないのは被保険者の故意によって生じた損害であり、重大な過失によって生じた損害は免責とならない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 責任保険契約で読み替えられるのは「故意又は重大な過失」の部分だけです。戦争その他の変乱によって生じた損害は、責任保険契約でもてん補する責任を負いません（第17条第1項後段・第2項）。

第19問（risk-019）の続き

根拠と基準日

- 保険法 第17条（保険者は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じた損害、戦争その他の変乱によって生じた損害をてん補する責任を負わない。責任保険契約では「故意」のみ）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第20問　risk-020　保険・保険法（死亡保険の免責）

正答 B　**保険契約者が被保険者を故意に死亡させた場合、保険者は保険給付を行う責任を負わない。**

保険契約者が被保険者を故意に死亡させたときは、保険者は保険給付を行う責任を負いません。

計算・判断の手順

1. 免責事由：被保険者の自殺、保険契約者による故意の死亡、保険金受取人による故意の死亡、戦争その他の変乱による死亡（保険法 第51条各号）
2. 保険金受取人が故意に死亡させた場合は、その受取人以外の保険金受取人に対する責任は免れない（同条ただし書）

選択肢ごとの説明

× A　被保険者が自殺をした場合でも、保険法上、保険者は必ず保険給付を行う。
保険法の規定では、被保険者の自殺は免責事由です（第51条第1号）。

○ B　保険契約者が被保険者を故意に死亡させた場合、保険者は保険給付を行う責任を負わない。
これが正解です。

× C　保険金受取人の1人が被保険者を故意に死亡させた場合、保険者は、他の保険金受取人に対しても保険給付を行う責任を負わない。
故意に死亡させた受取人以外の受取人に対しては、保険者は責任を負います（第51条ただし書）。

× D　戦争その他の変乱によって被保険者が死亡した場合も、保険者は保険給付を行う責任を負う。
戦争その他の変乱による死亡は免責事由です（第51条第4号）。

あわせて覚えたいポイント

- 保険法の免責の規定は、約款で異なる定めをすることがあります。実際の契約では、約款の内容を確認する必要があります。

根拠と基準日

- 保険法 第51条（死亡保険契約の保険者の免責（被保険者の自殺、保険契約者・保険金受取人による故意の死亡、戦争その他の変乱））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第21問 risk-021 保険・自賠責保険（被害者請求）

正答 A **自賠法第3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払を直接請求することができる。**

自賠法第3条による保有者の損害賠償責任が発生したときは、被害者は、保険会社に対し、保険金額の限度で損害賠償額の支払を直接請求できます。

計算・判断の手順

1. 被害者請求：自賠法第3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求できる（自賠法 第16条第1項）

選択肢ごとの説明

○ **A** 自賠法第3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払を直接請求することができる。
これが正解です。

× **B** 被害者は、加害者（保有者）が損害を賠償した後でなければ、保険会社に請求することができない。
被害者は、加害者の賠償を待たずに、保険会社に直接請求できます。

× **C** 被害者が保険会社に直接請求できるのは、保険金額を超える損害の部分に限られる。
直接請求できるのは、保険金額の限度においてです。

× **D** 被害者請求は、自賠責保険ではなく任意の自動車保険にのみ認められる制度である。
被害者請求は、自賠法に基づく自賠責保険の制度です。

あわせて覚えたいポイント

- 自賠責保険が補償するのは、自動車の運行によって他人の生命または身体を害した場合の損害賠償です（自賠法第3条、risk-003 参照）。

根拠と基準日

- 自動車損害賠償保障法 第16条第1項（被害者は、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払を請求できる）
- 自動車損害賠償保障法 第3条（自己のために自動車を運行の用に供する者は、他人の生命又は身体を害したときの損害を賠償する責任を負う）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第22問 risk-022 保険・損害保険の一部保険（比例てん補）

正答 C **500万円**

保険金額が保険価額に満たない一部保険では、損害額に「保険金額 ÷ 保険価額」の割合を掛けた額が保険給付の額になります（比例てん補）。

計算・判断の手順

1. 保険金額 ÷ 保険価額：2,000万円 ÷ 4,000万円 ＝ 1/2（保険法 第19条）
2. 保険給付の額：1,000万円 × 1/2 ＝ 500万円

選択肢ごとの説明

× **A** 1,000万円
損害額の全額が支払われるとした誤りです。一部保険では比例てん補になります。

× **B** 2,000万円
保険金額の全額が支払われるとした誤りです。保険給付の額は損害額を基に計算します。

○ **C** 500万円
これが正解です。

× **D** 250万円
割合（1/2）を2回掛けた誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 約款で、保険法の比例てん補とは異なる支払方法を定めている商品もあります。実際の支払額は約款によります。

根拠と基準日

- 保険法 第19条（保険金額が保険価額に満たないときは、保険給付の額は、保険金額の保険価額に対する割合をてん補損害額に乗じて得た額）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第23問 risk-023 保険・保険法（超過保険）

正答 B **契約締結時に保険金額が保険価額を超えていたことについて、保険契約者及び被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は、超過部分について契約を取り消すことができる。**

契約締結時に保険金額が保険価額を超えていたことについて、保険契約者・被保険者が善意かつ重大な過失がなかったときは、保険契約者はその超過部分について契約を取り消せます。

計算・判断の手順

1. 超過保険：保険契約者及び被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は、その超過部分について、損害保険契約を取り消すことができる（保険法 第9条本文）
2. 約定保険価額があるときは、この限りでない（同条ただし書）

第23問（risk-023）の続き

選択肢ごとの説明

× A　超過保険の契約は、超過しているかどうかにかかわらず、契約全体が無効となる。
保険法は、超過部分について取り消すことができるとしています。契約全体が無効になるわけではありません。

○ B　契約締結時に保険金額が保険価額を超えていたことについて、保険契約者及び被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は、超過部分について契約を取り消すことができる。
これが正解です。

× C　超過保険の場合、保険者は保険価額を超える保険金額の全額を支払わなければならない。
損害保険は、実際の損害をてん補するものです。保険価額を超える部分まで支払われるわけではありません。

× D　約定保険価額があるときでも、保険契約者は常に超過部分を取り消すことができる。
約定保険価額があるときは、取り消すことはできません（第9条ただし書）。

あわせて覚えたいポイント

- 保険金額が保険価額に満たない場合（一部保険）は、比例てん補になります（第19条、risk-022 参照）。

根拠と基準日

- 保険法 第9条（超過保険（善意でかつ重大な過失がなかったときは、超過部分について取り消すことができる。約定保険価額があるときを除く））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第24問　risk-024　保険・保険法（重複保険）

正答 D　**他の損害保険契約が同じ損害をてん補することとなっている場合でも、保険者は、てん補損害額の全額について保険給付を行う義務を負う。**

保険法では、同じ損害を他の損害保険契約がてん補する場合でも、各保険者はてん補損害額の全額について保険給付を行う義務を負います（保険者間で負担を調整）。

計算・判断の手順

1. 各保険者の義務：他の損害保険契約がてん補することとなっている場合でも、てん補損害額の全額について保険給付を行う義務を負う（保険法 第20条第1項）
2. 保険者間の調整：各保険者が行うべき保険給付の額の合計額がてん補損害額を超える場合の求償の規定（同条第2項）

第24問（risk-024）の続き

選択肢ごとの説明

× A　重複保険の場合、各保険者は、保険金額の割合に応じた額しか保険給付を行う義務を負わない。
保険法第20条第1項では、各保険者は、てん補損害額の全額について保険給付を行う義務を負います。

× B　重複保険の場合、被保険者は、すべての保険者から損害額の全額をそれぞれ受け取ることができる。
損害保険は損害をてん補するものです。保険者間で調整され、損害額を超えて受け取ることはできません（第20条第2項）。

× C　重複保険の場合、後に締結された損害保険契約は無効となる。
保険法に、後に締結した契約を無効とする規定はありません。

○ D　他の損害保険契約が同じ損害をてん補することとなっている場合でも、保険者は、てん補損害額の全額について保険給付を行う義務を負う。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 保険法の規定は、損害額を超える利得が生じないよう、保険者間の負担を調整する仕組みになっています。

根拠と基準日

- 保険法 第20条（他の損害保険契約がてん補することとなっている場合においても、保険者はてん補損害額の全額について保険給付を行う義務を負う。保険者間の求償）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第25問　risk-025　保険・保険法（重大事由による解除）

正答 C　保険金受取人が、生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとしたときは、保険者は生命保険契約を解除することができる。

保険金受取人が保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとしたことは、保険者が生命保険契約を解除できる重大事由の1つです。

計算・判断の手順

1. 重大事由：①保険給付を行わせることを目的として故意に被保険者を死亡させ、または死亡させようとしたこと（死亡保険契約）、②保険金受取人が保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと、③その他保険者の信頼を損ない契約の存続を困難とする重大な事由（保険法 第57条）

第25問（risk-025）の続き

選択肢ごとの説明

× A　保険者は、保険契約者の保険料の支払が1日でも遅れれば、重大事由による解除をすることができる。
保険料の支払の遅れは、保険法第57条の重大事由には挙げられていません。

× B　重大事由による解除は、保険契約者からしかすることができない。
第57条は、保険者が解除できる場合を定めた規定です。

○ C　保険金受取人が、生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとしたときは、保険者は生命保険契約を解除することができる。
これが正解です。

× D　保険法には、重大事由による解除の規定はない。
保険法第57条に、重大事由による解除の規定があります。

あわせて覚えたいポイント

- 保険者が告知義務違反を理由に解除できる場合の規定は、別にあります（第55条、risk-012 参照）。

根拠と基準日

- 保険法 第57条（重大事由による解除（故意に被保険者を死亡させ又は死亡させようとしたこと、保険給付の請求についての詐欺など））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第26問　risk-026　保険・個人年金保険の年金と雑所得

正答 A　30万円

生命保険契約等に基づく年金の雑所得は、その年の年金額から、年金額に「払込保険料の総額 ÷ 年金支払総額」の割合を掛けた必要経費を差し引いて求めます。

計算・判断の手順

1. 必要経費：120万円 × (900万円 ÷ 1,200万円) ＝ 90万円（所得税法施行令 第183条第1項第2号）
2. 雑所得の金額：120万円 − 90万円 ＝ 30万円

選択肢ごとの説明

○ A　30万円
これが正解です。

× B　35万円
一時所得の計算（(収入 − 50万円) ÷ 2）と混同した誤りです（(120万円 − 50万円) ÷ 2)。年金で受け取る場合は雑所得です。

× C　120万円
必要経費を差し引いていない誤りです。

× D　0円
年金は課税されないとした誤りです。保険料負担者と受取人が同じ人の年金は、雑所得として所得税の対象です。

第26問（risk-026）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 満期保険金などを一時金で受け取る場合は一時所得になります（tax-003 参照）。

根拠と基準日

- 所得税法施行令 第183条第1項（生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算（年金額に、払込保険料等の総額の年金支払総額に対する割合を乗じた金額を必要経費に算入））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第27問　risk-027　保険・所得補償保険金と税金

正答 D　非課税である。

身体の傷害に基因して勤務に従事できなかったことによる給与の補償として受け取る保険金は、非課税とされています。

計算・判断の手順

1. 非課税：生命保険契約等に基づく給付金で身体の傷害に基因して支払を受けるもの、心身に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金（その損害に基因して勤務又は業務に従事することができなかつたことによる給与又は収益の補償として受けるものを含む）など（所得税法 第9条第1項第18号、同法施行令 第30条第1号）

選択肢ごとの説明

× A　給与所得として課税される。
勤務先から受け取る給与ではないため、給与所得ではありません。

× B　一時所得として課税される。
身体の傷害に基因する給与の補償として受ける保険金は、非課税です。

× C　雑所得として課税される。
身体の傷害に基因する給与の補償として受ける保険金は、非課税です。

○ D　非課税である。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 入院給付金（risk-010 参照）と同様に、身体の傷害に基因して受け取るものとして扱われます。

根拠と基準日

- 所得税法 第9条第1項第18号（保険金・損害賠償金などで政令で定めるものは非課税）
- 所得税法施行令 第30条第1号（身体の傷害に基因して支払を受ける給付金等。勤務又は業務に従事することができなかったことによる給与又は収益の補償として受けるものを含む）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第28問 risk-028 保険・生命保険料控除（旧契約）

正答 B　45,000円

旧契約の一般の生命保険料控除は、年間の支払保険料が5万円超10万円以下の場合、「3万7,500円 ＋（支払保険料－5万円）× 1/4」です。

計算・判断の手順

1. 旧生命保険料の控除額（年間支払保険料が5万円超10万円以下）：3万7,500円 ＋ (支払保険料－5万円) × 1/4（所得税法 第76条第1項第2号ハ）
2. 3万7,500円 ＋ (8万円－5万円) × 1/4 ＝ 4万5,000円（支払保険料 × 1/4 ＋ 2万5,000円 と同じ）

選択肢ごとの説明

× A　40,000円
新契約の一般の生命保険料控除の上限額（4万円）です。旧契約は計算式が異なります。

○ B　45,000円
これが正解です。

× C　50,000円
旧契約の上限額（5万円）です。上限になるのは、年間の支払保険料が10万円を超える場合です。

× D　80,000円
支払保険料の全額です。控除額には計算式と上限があります。

あわせて覚えたいポイント

- 旧契約の控除額は、支払保険料が2万5,000円以下なら全額、2万5,000円超5万円以下なら「2万5,000円 ＋（支払保険料－2万5,000円）× 1/2」、10万円超なら5万円です（第76条第1項第2号）。

根拠と基準日

- 所得税法 第76条第1項第2号（旧生命保険料を支払った場合の控除額（2万5千円以下は全額、2万5千円超5万円以下は2万5千円＋超過額の1/2、5万円超10万円以下は3万7千5百円＋超過額の1/4、10万円超は5万円））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第29問　risk-029　保険・保険法（保険給付の履行期）

正答 C　**保険給付を行う期限を定めなかったときは、保険者は、請求があった後、保険事故の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。**

保険給付の期限を定めなかったときは、保険者は、請求後、保険事故の確認に必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負いません。

計算・判断の手順

1. 期限を定めた場合：その期限が、確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、その期間を経過する日を期限とする（保険法 第52条第1項）
2. 期限を定めなかった場合：請求後、保険事故の確認に必要な期間を経過するまでは遅滞の責任を負わない（同条第2項）
3. 保険契約者等が正当な理由なく調査を妨げた場合：その遅延期間について遅滞の責任を負わない（同条第3項）

選択肢ごとの説明

× A　保険者は、保険給付の請求を受けた日に、直ちに保険給付を行わなければならない。
保険事故の確認などに必要な期間が考慮されます。

× B　約款で保険給付を行う期限を定めた場合は、その期限が確認に必要な相当の期間を超える日であっても、その期限が優先される。
約款の期限が相当の期間を超える場合は、相当の期間を経過する日が期限になります（第52条第1項）。

○ C　保険給付を行う期限を定めなかったときは、保険者は、請求があった後、保険事故の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。
これが正解です。

× D　保険者は、保険給付の遅れについて、どのような場合も遅滞の責任を負わない。
必要な期間を経過した後は、保険者は遅滞の責任を負います。

あわせて覚えたいポイント

- 保険給付を請求する権利は、行使できる時から3年間行使しないと時効によって消滅します（第95条、risk-017 参照）。

根拠と基準日

- 保険法 第52条（保険給付の履行期（期限を定めた場合・定めなかった場合の遅滞の責任））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第30問 risk-030 保険・死亡保険金の非課税（相続人以外の受取人）

正答 D　1,000万円

死亡保険金の非課税（500万円 × 法定相続人の数）の適用を受けられるのは、相続人が取得した保険金です。相続人ではない孫Rが受け取った死亡保険金には適用がなく、全額が課税価格に算入されます。

計算・判断の手順

1. 非課税の対象：相続人の取得した保険金（相続税法 第12条第1項第6号）
2. Rは相続人ではないため、非課税の適用はない → 1,000万円の全額が課税価格に算入

選択肢ごとの説明

× A　0円
非課税限度額（500万円 × 2人 ＝ 1,000万円）を差し引いた誤りです。非課税の規定は、相続人が取得した保険金に限られます。

× B　500万円
非課税の適用がないため、500万円を差し引くことはできません。

× C　相続税ではなく所得税（一時所得）の対象となる
保険料を負担していた被相続人の死亡により取得した死亡保険金は、相続人以外が取得した場合も、遺贈により取得したものとみなされ、相続税の対象です（相続税法 第3条第1項第1号）。

○ D　1,000万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 相続人以外の孫（代襲相続人・養子を除く）が遺贈により財産を取得した場合は、相続税額の2割加算の対象にもなります（相続税法 第18条、inheritance-008 参照）。

根拠と基準日

- 相続税法 第12条第1項第6号（相続人の取得した保険金について、500万円に法定相続人の数を乗じた金額まで非課税）
- 相続税法 第18条（一親等の血族及び配偶者以外の者の相続税額の2割加算）
- 相続税法 第3条第1項第1号（被相続人の死亡により取得した生命保険契約の保険金（被相続人が負担した保険料に対応する部分）は、相続又は遺贈により取得したものとみなす）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第31問 risk-031 保険・保険法（保険契約者による解除）

正答 A　保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができる。

保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができます（保険法 第54条）。

計算・判断の手順

1. 保険法 第54条：保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができる

第31問（risk-031）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができる。
これが正解です。

× **B**　保険契約者が生命保険契約を解除できるのは、契約の締結から1年を経過した後に限られる。
期間の制限はありません。

× **C**　保険契約者が生命保険契約を解除するには、保険者の同意が必要である。
保険者の同意は不要です。

× **D**　生命保険契約を解除できるのは保険者だけで、保険契約者は解除できない。
保険契約者は、いつでも解除できます。保険者が解除できるのは、告知義務違反や重大事由などの場合に限られます。

あわせて覚えたいポイント

- 保険者による解除は、告知義務違反（risk-012）、重大事由（risk-025）を参照してください。解約返戻金の課税は risk-036 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険法 第54条（保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第32問　risk-032　保険・保険法（危険増加による解除）

正答 C　**契約で通知義務が定められ、保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく通知しなかったときは、保険者は契約を解除できる。**

保険料の変更で契約を継続できる場合でも、①危険増加の通知義務が契約で定められ、②保険契約者・被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく通知しなかったときは、保険者は契約を解除できます（保険法 第29条第1項）。

計算・判断の手順

1. 危険増加：告知事項についての危険が高くなり、契約の保険料がその危険に見合う保険料に不足する状態（第29条第1項）
2. 解除の要件：通知義務の定め（第1号）と、故意又は重大な過失による通知の懈怠（第2号）の両方

第32問（risk-032）の続き

選択肢ごとの説明

× A　危険増加が生じた場合、保険者は、いつでも契約を解除できる。
要件（通知義務の定めと、故意・重大な過失による通知の懈怠）を満たす場合に限られます。

× B　危険増加が生じても、保険者は契約を解除できない。
要件を満たせば解除できます。

○ C　契約で通知義務が定められ、保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく通知しなかったときは、保険者は契約を解除できる。
これが正解です。

× D　危険増加により契約を解除した場合、解除の前に発生した保険事故についても、保険者は常に保険給付を行わなければならない。
危険増加による解除の場合、危険増加が生じた時から解除までに発生した、危険増加をもたらした事由による事故については、保険者は責任を負いません（第31条第2項第2号）。

あわせて覚えたいポイント

- 生命保険契約にも同じ趣旨の規定があります（第56条）。告知義務違反による解除は risk-012 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険法 第29条第1項（通知をすべき旨が損害保険契約で定められていること、保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく通知をしなかったことのいずれにも該当する場合は解除できる）
- 保険法 第31条第2項第2号（危険増加による解除の場合の保険者の免責）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第33問　risk-033　保険・地震保険の保険金額の限度

正答 D　5,000万円

地震保険の保険金額は、主契約（火災保険）の保険金額の30%以上50%以下で、居住用建物は5,000万円が上限です（地震保険に関する法律 第2条第2項第4号、同法施行令 第2条）。

計算・判断の手順

1. 主契約の保険金額の50%：1億2,000万円 × 50% ＝ 6,000万円
2. 居住用建物の上限5,000万円を超えるため、最高額は5,000万円

第33問（risk-033）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　6,000万円
主契約の50%ですが、居住用建物の上限（5,000万円）を超えています。

✕ B　3,600万円
主契約の30%（設定できる下限）です。

✕ C　1,000万円
生活用動産（家財）の上限額です。

○ D　5,000万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 損害の程度に応じた支払割合など、地震保険の基本は risk-002 を参照してください。

根拠と基準日

- 地震保険に関する法律 第2条第2項第4号（附帯される損害保険契約の保険金額の百分の三十以上百分の五十以下の額（政令で定める金額を超えるときは、その金額））
- 地震保険に関する法律施行令 第2条（居住用建物については五千万円、生活用動産については千万円）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第34問　risk-034　保険・介護医療保険料控除（所得税）

正答 B　35,000円

介護医療保険料控除（所得税）は、年間の支払保険料が4万円超8万円以下の場合、3万円 ＋（支払保険料 − 4万円）× 1/4 です（所得税法 第76条第2項第3号）。

計算・判断の手順

1. 3万円 ＋ (6万円 − 4万円) × 1/4 ＝ 3万5,000円

選択肢ごとの説明

✕ A　40,000円
上限額（支払保険料が8万円を超える場合）です。

○ B　35,000円
これが正解です。

✕ C　30,000円
支払保険料の2分の1で計算した誤りです。

✕ D　28,000円
住民税の介護医療保険料控除の上限額（2万8,000円）です。設問は所得税です。

あわせて覚えたいポイント

- 生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除の合計の上限は12万円です（risk-018）。

第34問（risk-034）の続き

根拠と基準日

- 所得税法 第76条第2項（介護医療保険料の金額の合計額が四万円を超え八万円以下である場合 三万円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第35問　risk-035　保険・生命保険料控除（住民税）

正答 A　28,000円

住民税の生命保険料控除（新契約）は、前年中の支払保険料が5万6,000円を超える場合、2万8,000円です（地方税法 第314条の2第1項第5号）。

計算・判断の手順

1. 前年（2025年）の支払保険料8万円 ＞ 5万6,000円 → 2万8,000円

選択肢ごとの説明

○ **A**　28,000円
これが正解です。

× **B**　40,000円
所得税の生命保険料控除（新契約）の上限額です。

× **C**　34,000円
上限を考えずに、3万2,000円超5万6,000円以下の場合の式（2万2,000円 ＋ (支払保険料 − 3万2,000円) × 1/4）を当てはめた誤りです。

× **D**　35,000円
住民税の旧契約の上限額（3万5,000円）です。

あわせて覚えたいポイント

- 住民税は、前年中に支払った保険料で控除額を計算します。所得税の新契約の控除は risk-001 を参照してください。

根拠と基準日

- 地方税法 第314条の2第1項第5号（前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円（市町村民税。道府県民税も同様：第34条））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第36問 risk-036 保険・解約返戻金と一時所得

正答 D　25万円

契約者（保険料負担者）が受け取る解約返戻金は一時所得です。一時所得の金額は、収入 − 支出 − 特別控除（最高50万円）で、総所得金額にはその2分の1を算入します。

計算・判断の手順

1. 一時所得の金額：480万円 − 380万円 − 50万円 ＝ 50万円（所得税法 第34条）
2. 総所得金額への算入額：50万円 × 1/2 ＝ 25万円（所得税法 第22条第2項第2号）

選択肢ごとの説明

× **A**　100万円
解約返戻金と払込保険料の差額のままです。特別控除と2分の1を考慮していません。

× **B**　50万円
一時所得の金額（2分の1にする前）です。

× **C**　0円
解約返戻金が払込保険料を上回るため、一時所得が生じます。

○ **D**　25万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 一時所得の計算は tax-003 も参照してください。

根拠と基準日

- 所得税法 第34条第2項・第3項（一時所得の金額＝総収入金額−支出した金額−特別控除額（五十万円））
- 所得税法 第22条第2項第2号（一時所得の金額の二分の一に相当する金額を総所得金額に算入）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第37問 risk-037 保険・保険法（責任保険の被害者の先取特権）

正答 C　責任保険契約の被保険者に対して保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有する。

被害者（損害賠償請求権を有する者）は、責任保険の保険給付請求権について先取特権を持ち、他の債権者より優先して弁済を受けられます（保険法 第22条第1項）。

計算・判断の手順

1. 被害者の先取特権（第22条第1項）
2. 被保険者が保険給付を請求できるのは、弁済した金額又は被害者の承諾があった金額の限度（第22条第2項）
3. 保険給付請求権の譲渡・質入れ・差押えは原則禁止（被害者への譲渡などを除く。第22条第3項）

第37問（risk-037）の続き

選択肢ごとの説明

× A　責任保険契約の被保険者に対して損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有しない。
被害者は先取特権を有します。

× B　被保険者は、損害賠償債務を弁済していなくても、いつでも保険者に保険給付の全額を請求できる。
被保険者は、弁済した金額や被害者の承諾があった金額の限度でしか、保険給付を請求できません。

○ C　責任保険契約の被保険者に対して保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有する。
これが正解です。

× D　責任保険契約に基づき保険給付を請求する権利は、誰に対しても自由に譲り渡すことができる。
責任保険の保険給付請求権は、原則として譲り渡し・質入れ・差押えができません。

あわせて覚えたいポイント

- 自動車損害賠償責任保険の被害者請求（risk-021）も、被害者の保護を図る制度です。

根拠と基準日

- 保険法 第22条（責任保険契約の被保険者に対して当該責任保険契約の保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第38問　risk-038　保険・保険業法（所属保険会社等の賠償責任）

正答 B　**所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。**

所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負います（保険業法 第283条第1項）。

計算・判断の手順

1. 原則：所属保険会社等が賠償責任を負う（第283条第1項）
2. 例外：委託や選任について相当の注意をし、かつ、損害の発生の防止に努めたときなどは適用しない（第283条第2項）

第38問（risk-038）の続き

選択肢ごとの説明

× A　損害を賠償する責任を負うのは保険募集人だけで、所属保険会社等は責任を負わない。
所属保険会社等も責任を負います。保険契約者の保護のための規定です。

○ B　所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。
これが正解です。

× C　所属保険会社等は、保険募集人の委託や選任について相当の注意をし、損害の発生の防止に努めた場合でも、例外なく責任を負う。
相当の注意をし、損害の発生の防止に努めたときなどは、責任を負いません（第283条第2項）。

× D　所属保険会社等が責任を負うのは、保険募集人が所属保険会社等の役員である場合に限られる。
役員に限らず、使用人や代理店などの保険募集人が対象です。

あわせて覚えたいポイント

- 保険契約の申込みの撤回（クーリング・オフ）は risk-007 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険業法 第283条第1項・第2項（所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。相当の注意をし、かつ、損害の発生の防止に努めたときは適用しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第39問　risk-039　保険・保険法（第三者のためにする生命保険契約）

正答 A　保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する。

保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の者であるときは、受取人は当然に契約の利益を享受します（保険法 第42条）。

計算・判断の手順

1. 保険法 第42条：保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する

選択肢ごとの説明

○ A　保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する。
これが正解です。

× B　保険金受取人は、受益の意思表示をしなければ、保険金を請求する権利を取得しない。
民法の第三者のためにする契約では受益の意思表示が必要ですが（民法 第537条第3項）、保険法では受取人は当然に利益を享受します。

× C　保険金受取人は、保険契約者の同意がなければ、保険金を請求することができない。
保険契約者の同意は不要です。

× D　保険金受取人が契約の当事者以外の者である生命保険契約は、無効である。
当事者以外の者を受取人とする契約も有効です。

あわせて覚えたいポイント

- 保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人を変更できます（保険法 第43条。risk-014）。

第39問（risk-039）の続き

根拠と基準日

- **保険法 第42条**（保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の者であるときは、当該保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第40問　risk-040　保険・死亡保険金と贈与税

正答 D　**贈与税**

保険料を負担した人（妻）と保険金受取人（子）が異なり、保険料負担者が被保険者（夫）でもない場合は、受取人が保険料負担者から贈与により取得したものとみなされ、贈与税の対象です（相続税法 第5条第1項）。

計算・判断の手順

1. 保険料負担者＝妻、受取人＝子 → 妻から子への贈与とみなす（相続税法 第5条第1項）
2. 被保険者（夫）は保険料を負担していないため、夫の相続財産（みなし相続財産）にはなりません。

選択肢ごとの説明

× A　相続税

相続税の対象になるのは、被保険者（被相続人）が保険料を負担していた場合です（相続税法 第3条第1項第1号）。

× B　所得税（一時所得）

所得税（一時所得）の対象になるのは、保険料負担者と受取人が同じ人の場合です（risk-004）。

× C　所得税・住民税（雑所得）

年金形式で受け取る場合の課税です。設問は一時金の死亡保険金です。

○ D　贈与税

これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 満期保険金で保険料負担者と受取人が異なる場合も、贈与税の対象です（risk-011）。

根拠と基準日

- **相続税法 第5条第1項**（保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によって負担されたものであるときは、保険金受取人が、保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなす（被相続人が負担した部分を除く））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第41問 risk-041 保険・保険法（保険金受取人の死亡）

正答 C　死亡した保険金受取人の相続人の全員が保険金受取人となる。

保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となります（保険法第46条）。

計算・判断の手順

1. 保険法 第46条：保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる
2. 保険契約者は、保険事故が発生するまでは保険金受取人を変更できます（第43条第1項）。変更しないまま保険事故が発生した場合に、第46条が適用されます。

選択肢ごとの説明

× A　保険契約者が保険金受取人となる。
保険契約者が保険金受取人になるという規定はありません。死亡した保険金受取人の相続人の全員が保険金受取人となります（第46条）。

× B　被保険者の相続人の全員が保険金受取人となる。
被保険者の相続人ではなく、死亡した保険金受取人の相続人です。

○ C　死亡した保険金受取人の相続人の全員が保険金受取人となる。
これが正解です。

× D　保険金受取人がいないため、保険者は保険給付を行う責任を負わない。
保険金受取人がいなくなるのではなく、死亡した保険金受取人の相続人の全員が保険金受取人となるため、保険者は保険給付を行います。

あわせて覚えたいポイント

- 実際の契約では、約款に、保険金受取人が死亡した場合の取扱い（受取割合など）の定めがある場合があります。
- 保険金受取人の変更（遺言による変更を含む）は risk-014 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険法 第46条（保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる）
- 保険法 第43条第1項（保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月17日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第42問 risk-042 保険・保険法（差押債権者等による解除と介入権）

正答 A　差押債権者等による解除は、保険者がその通知を受けた時から1か月を経過した日に効力を生ずる。

差押債権者・破産管財人など契約の当事者以外の者がする死亡保険契約の解除は、保険者がその通知を受けた時から1か月を経過した日に効力を生じます（保険法 第60条第1項）。その間に、保険金受取人（保険契約者の親族など）が一定の金額を支払うなどすれば、解除の効力は生じません（介入権：同条第2項）。

計算・判断の手順

1. 効力発生：保険者が通知を受けた時から1か月を経過した日（第60条第1項）
2. 介入権：保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、解除の通知の日に解除の効力が生じたとすれば保険者が解除権者に支払うべき金額を解除権者に支払い、保険者にその旨を通知すれば、解除は効力を生じない（第60条第2項）

選択肢ごとの説明

○ **A**　差押債権者等による解除は、保険者がその通知を受けた時から1か月を経過した日に効力を生ずる。
これが正解です。

× **B**　差押債権者等による解除は、保険者がその通知を受けた時に直ちに効力を生ずる。
直ちにではなく、1か月を経過した日です。保険金受取人が介入する機会を確保するためです。

× **C**　差押債権者等による解除は、保険者がその通知を受けた時から3か月を経過した日に効力を生ずる。
3か月ではなく、1か月です。

× **D**　差押債権者は、死亡保険契約を解除することはできない。
差押債権者などの解除権者も解除できます。

あわせて覚えたいポイント

- 保険契約者による解除は risk-031 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険法 第60条（差押債権者、破産管財人その他の死亡保険契約の当事者以外の者で当該死亡保険契約の解除をすることができるものがする当該解除は、保険者がその通知を受けた時から一箇月を経過した日に、その効力を生ずる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第43問 risk-043 保険・保険法（請求権代位）

正答 C　400万円

保険者は、保険給付を行ったときは、①保険給付の額、②被保険者債権の額（保険給付の額がてん補損害額に不足するときは、債権の額からその不足額を控除した残額）のいずれか少ない額を限度として、被保険者債権について代位します（保険法 第25条第1項）。

計算・判断の手順

1. 不足額：てん補損害額1,000万円 − 保険給付800万円 ＝ 200万円
2. ②：被保険者債権600万円 − 不足額200万円 ＝ 400万円
3. 代位の額：①800万円と②400万円のいずれか少ない額 ＝ 400万円
4. Sさんは、残りの200万円の債権を加害者に請求でき、これは保険者の債権に優先します（第25条第2項）。

選択肢ごとの説明

× **A**　800万円
保険給付の額ですが、②（400万円）のほうが少ないため、代位の額は400万円です。

× **B**　600万円
被保険者債権の全額ですが、被保険者が受け取れなかった不足額（200万円）を差し引く必要があります。

○ **C**　400万円
これが正解です。

× **D**　0円
保険者は、保険給付を行えば、被保険者債権について当然に代位します。

あわせて覚えたいポイント

- 請求権代位は、被保険者が保険給付と損害賠償の両方を受けて、損害より多く受け取ることを防ぐためのしくみです。

根拠と基準日

- 保険法 第25条（保険給付の額と、被保険者債権の額（保険給付の額がてん補損害額に不足するときは、被保険者債権の額から当該不足額を控除した残額）のうちいずれか少ない額を限度として、当然に被保険者に代位する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第44問 risk-044 保険・自賠法（責任保険の契約の締結強制）

正答 B　自動車は、自賠責保険又は自賠責共済の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。

自動車は、自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）又は自賠責共済の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはなりません（自動車損害賠償保障法 第5条）。

計算・判断の手順

1. 自動車損害賠償保障法 第5条：責任保険又は責任共済の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない

第44問（risk-044）の続き

選択肢ごとの説明

× A　自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）への加入は任意である。
自賠責保険は、法律で契約の締結が義務付けられています（強制保険）。

○ B　自動車は、自賠責保険又は自賠責共済の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。
これが正解です。

× C　任意の自動車保険（対人賠償保険）に加入していれば、自賠責保険の契約は必要ない。
任意保険に加入していても、自賠責保険の契約が必要です。

× D　自賠責保険の契約が必要なのは、事業用の自動車だけである。
事業用に限らず、自家用の自動車も対象です。

あわせて覚えたいポイント

- 自賠責保険の支払限度額は risk-003、被害者請求は risk-021 を参照してください。

根拠と基準日

- 自動車損害賠償保障法 第5条（自動車は、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第45問　risk-045　保険・保険業法（意向把握義務）

正答 D　**顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、契約内容の説明、顧客の意向と契約内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければならない。**

保険会社や保険募集人などは、保険契約の締結や保険募集に関し、顧客の意向を把握し、これに沿った提案・説明を行い、意向と契約内容が合致していることを顧客が確認する機会を提供しなければなりません（保険業法 第294条の2）。

計算・判断の手順

1. 義務を負う者：保険会社等、その役員、保険募集人、保険仲立人など
2. 内容：①意向の把握　②意向に沿った保険契約の締結等の提案　③契約内容の説明　④意向と契約内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供

第45問（risk-045）の続き

選択肢ごとの説明

× A　保険募集人には、顧客の意向を把握する義務はない。
保険募集人も義務を負います。

× B　顧客の意向を把握する義務を負うのは保険会社だけで、保険募集人は負わない。
保険会社に限らず、保険募集人なども義務を負います。

× C　顧客の意向と異なる保険商品であっても、説明をせずに推奨して契約させることができる。
意向に沿った提案と、意向との合致を確認する機会の提供が求められます。

○ D　顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、契約内容の説明、顧客の意向と契約内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければならない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 保険募集人が保険募集で保険契約者に加えた損害についての所属保険会社等の賠償責任は risk-038 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険業法 第294条の2（顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際しての顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければならない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第46問　risk-046　保険・地震保険料控除（住民税）

正答 C　20,000円

住民税の地震保険料控除は、前年中に支払った地震保険料の2分の1（上限2万5,000円）です（地方税法 第314条の2第1項第5号の3）。

計算・判断の手順

1. 40,000円 × 1/2 ＝ 20,000円（上限25,000円以下）

選択肢ごとの説明

× A　40,000円
所得税の地震保険料控除（支払額の全額、上限5万円）で計算した誤りです。

× B　25,000円
住民税の上限額です。支払額の2分の1が上限を下回るため、2万円です。

○ C　20,000円
これが正解です。

× D　50,000円
所得税の地震保険料控除の上限額です。

あわせて覚えたいポイント

- 所得税の地震保険料控除は risk-008 を参照してください。住民税は前年中の支払額で計算します。

第46問（risk-046）の続き

根拠と基準日

- 地方税法 第314条の2第1項第5号の3（前年中に支払った地震保険料の金額の合計額の二分の一に相当する金額（その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第47問　risk-047　保険・保険法（保険価額の減少）

正答 A　**保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険金額と保険料の減額を請求することができる。**

損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少したときは、保険契約者は、将来に向かって、保険金額（又は約定保険価額）と保険料の減額を請求できます（保険法 第10条）。

計算・判断の手順

1. 請求できる者：保険契約者
2. 内容：保険金額又は約定保険価額は減少後の保険価額まで、保険料は減額後の保険金額に対応する保険料まで
3. 効果：将来に向かって

選択肢ごとの説明

○ A　保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険金額と保険料の減額を請求することができる。
これが正解です。

× B　保険価額が減少すると、保険者は保険金額を自動的に減額し、保険料を返還しなければならない。
減額は、保険契約者の請求によります。

× C　保険契約者は、契約の始めにさかのぼって、保険料の全額の返還を請求できる。
過去にさかのぼるのではなく、将来に向かっての減額です。

× D　保険価額が減少しても、保険契約者は保険金額や保険料の減額を請求できない。
減額を請求できます。

あわせて覚えたいポイント

- 契約締結時から保険金額が保険価額を超えている超過保険は risk-023 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険法 第10条（損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険金額又は約定保険価額及び保険料の減額をそれぞれ請求することができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第48問　risk-048　保険・保険法の保険契約の分類（傷害疾病定額保険契約）

正答 D　**傷害疾病定額保険契約は、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものである。**

保険法は、保険契約を損害保険契約、生命保険契約、傷害疾病定額保険契約に分けています。傷害疾病定額保険契約は、人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものです（保険法 第2条第9号）。

計算・判断の手順

1. 損害保険契約：一定の偶然の事故によって生ずる損害をてん補（第2条第6号）
2. 傷害疾病損害保険契約：損害保険契約のうち、人の傷害疾病によって生ずる損害をてん補（第2条第7号）
3. 生命保険契約：人の生存又は死亡に関し一定の保険給付（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。第2条第8号）
4. 傷害疾病定額保険契約：人の傷害疾病に基づき一定の保険給付（第2条第9号）

選択肢ごとの説明

× **A**　人の傷害疾病によって生ずる損害をてん補する契約は、傷害疾病定額保険契約である。
損害をてん補する契約は、傷害疾病損害保険契約（損害保険契約の一種）です。

× **B**　傷害疾病定額保険契約は、生命保険契約に含まれる。
生命保険契約の定義から、傷害疾病定額保険契約に該当するものは除かれています。

× **C**　傷害疾病定額保険契約は、保険法の適用の対象外である。
保険法は、傷害疾病定額保険契約についても規定しています（第2条第9号の定義など）。

○ **D**　傷害疾病定額保険契約は、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものである。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 医療保険のように、入院1日あたり一定額を支払う契約は、傷害疾病定額保険契約にあたります。入院給付金の課税は risk-010 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険法 第2条第6号～第9号（損害保険契約、傷害疾病損害保険契約、生命保険契約（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く）、傷害疾病定額保険契約（人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するもの）の定義）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第49問 risk-049 保険・傷害保険の死亡保険金と相続税

正答 B　相続税

被相続人が保険料を負担していた損害保険契約の保険金で、偶然な事故に基因する死亡に伴い支払われるものは、相続により取得したものとみなされ、相続税の対象です（相続税法 第3条第1項第1号）。

計算・判断の手順

1. 損害保険契約の死亡保険金（偶然な事故に基因する死亡に伴うもの）も、生命保険契約の死亡保険金と同じく、みなし相続財産です。
2. 相続人が受け取る場合は、死亡保険金の非課税金額（500万円 × 法定相続人の数）の対象になります（risk-006）。

選択肢ごとの説明

× A　所得税（一時所得）
所得税（一時所得）の対象になるのは、保険料負担者と受取人が同じ人の場合です。

○ B　相続税
これが正解です。

× C　贈与税
贈与税の対象になるのは、保険料負担者・被保険者・受取人がすべて異なる場合などです（risk-040）。

× D　非課税（いずれの税金も課されない）
相続税の課税対象です。

あわせて覚えたいポイント

- 傷害保険の後遺障害保険金などを被保険者本人が受け取る場合は、身体の傷害に基因するものとして非課税です。

根拠と基準日

- 相続税法 第3条第1項第1号（被相続人の死亡により取得した生命保険契約の保険金又は損害保険契約の保険金（偶然な事故に基因する死亡に伴い支払われるものに限る）のうち、被相続人が負担した保険料に対応する部分は、相続により取得したものとみなす）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第50問 risk-050 保険・保険法（片面的強行規定）

正答 A　第4条の規定に反する特約で、保険契約者又は被保険者に不利なものは、無効である。

保険法の告知義務の規定（第4条）に反する特約で、保険契約者又は被保険者に不利なものは無効です（保険法 第7条）。保険契約者側に不利な方向にだけ変更できない規定を、片面的強行規定といいます。

計算・判断の手順

1. 保険法 第7条：第4条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの……は、無効とする
2. 保険契約者側に有利な特約は、有効です。

第50問（risk-050）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　第4条の規定に反する特約で、保険契約者又は被保険者に不利なものは、無効である。
これが正解です。

× **B**　第4条の規定に反する特約は、保険契約者に有利なものも含めて、すべて無効である。
無効になるのは、保険契約者又は被保険者に不利な特約だけです。有利な特約は有効です。

× **C**　第4条の規定に反する特約は、当事者が合意していれば、保険契約者に不利なものも有効である。
合意があっても、不利な特約は無効です。

× **D**　第4条の規定に反する特約は、保険者に不利なものだけが無効である。
保護されるのは保険契約者・被保険者の側です。

あわせて覚えたいポイント

- 生命保険契約の告知義務（第37条）についても、同じ趣旨の規定があります（第41条）。告知義務違反による解除は risk-012 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険法 第7条（第四条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの及び第五条第二項の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）